

(様式 6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	69-12	担当課	消防防災安全課
法令名	武器等製造法	根拠条項	第 20 条 (第 15 条)	不利益処分の種類	猟銃等製造業者に対する製造又は販売許可の取消・事業の停止	
<p>○武器等製造法 (準用)</p> <p>第二十条 第六条から第八条まで、第九条第二項及び第三項並びに第十二条から第十五条までの規定は、猟銃等の製造又は販売の事業に準用する。この場合において、第六条、第七条第二項、第八条第一項、第九条第三項、第十二条第一項、第十三条及び第十五条中「経済産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第八条第二項中「第五条第一項第一号から第四号まで」とあり、第十二条第二項中「第五条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第五条第一項第二号」と読み替えるものとする。</p> <p>(許可の取消等)</p> <p>第十五条 経済産業大臣は、武器製造事業者が左の各号の一に該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第五条第一項第五号イからホまでの一に該当するに至ったとき。</p> <p>二 第八条第一項、(略)又は第十二条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。</p> <p>三 第二十一条第一項の条件に違反したとき。</p> <p>四 不正な手段により武器の製造の事業の許可を受けたとき。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 申請者が次に掲げる事由に該当しないこと。</p> <p>イ この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>ロ 第十五条の規定により製造の事業の許可を取り消され、取消しの日から三年を経過しない者</p> <p>ハ 最近三年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な者</p> <p>ニ 心身の故障により武器の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>ホ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(武器の種類の変更)</p> <p>第八条 武器製造事業者は、その製造をする武器の種類を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(工場等の移転)</p> <p>第十二条 武器製造事業者は、その工場又は事業場を移転しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第二十一条 第三条、第八条第一項 (前条において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十二条第一項 (前条において準用する場合を含む。)、第十七条第一項又は第十九条第一項の許可には、条件を附することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>○武器等製造法施行規則 (法第五条第一項第五号ニの経済産業省令で定める者)</p> <p>第七条の二 法第五条第一項第五号ニの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により武器の製造の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>						